雇用保険法等の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第 条 雇 用保 険法 昭昭 和 兀 + 九 年法律第百十六号) の一部を次のように改正する。

第十三条第二 一項中 「第二十三条第二項各号」を 「特定理由離職者及び第二十三条第二項各号」に改め、

同条に次の一項を加える。

3 前 項 \mathcal{O} 特 定 理 由 離 職者とは、 離職し た者のうち、 第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者以外

 \mathcal{O} 者であつて、 期 間 の定め 0) あ る労働契 約 \mathcal{O} 期 間 が満了し、 か つ、 当 該労働契約 \mathcal{O} 更新 が ないこと(そ

の者が当該更新を希望したにもかかわらず、 当該更新についての合意が成立するに至らなかつた場合に

限る。 その他のやむを得ない理由により離職したものとして厚生労働省令で定める者をいう。

附則第四条を次のように改める。

(基本手当の支給に関する暫定措置)

第四 第十三条第三項に規定する特定理由離職者 (厚生労働省令で定める者に限る。)であつて、

資格に係る離職の日が平成二十一年四月一 日から平成二十四年三月三十一日までの間であるものに係 る

基本手当の支給については、 当該受給資格者(第二十二条第二項に規定する受給資格者を除く。 を第

二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして第二十条、 第二十二条及び第二十三条第一 項の規

定を適用する。

附則第十条第三項中 「附則第十条第一項」を「附則第十三条第一項」に改め、 同条を附則第十三条とし

附則第九条を附則第十二条とし、 附則第八条を附則第十一条とし、 附則第七条を附則第八条とし、 同条

の次に次の二条を加える。

(就業促進手当に関する暫定措置)

第九条 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六

条の二の規定の適用については、 同条第一項第一号中 「かつ四十五 日以上」とあるのは 「(イに該当す

る受給資格者にあつては、三分の 以上か ? つ 四 十五 目以上)」と、 同項第二号中 「定めるも の とあ

0) は 「定めるもの (前号に該当する者を除く。)」と、 同条第三項第二号中 「十分の三」 とあ るの は

十分の四 (その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給 付

日数の三分の二以上であるものにあつては、 十分の五)」 と、 同項第三号中 「三十」とあるのは 四十

」とする。

(就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置)

第十条 第五 十七条第 一項第一号に規定する再離 職 の日が平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三

十 一 日までの 間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、 同条第二項中 「いずれか」とあ

るのは、 「いずれか又は再離職について第十三条第三項に規定する特定理由離職者」とする。

附則第六条を附則第七条とし、 附則第五条を附則第六条とし、 附則第四条の次に次の一条を加える。

(給付日数の延長に関する暫定措置)

第五条 受給資格に係る離職の日が平成二十四年三月三十一日以前である受給資格者(第二十二条第二項

に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者 (厚生労働省

令で定める者に限る。)である者及び第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。) であ つて

次 の各号の いずれかに該当するものについては、 第三項の規定による期間内の失業している日 (失業

していることについての認定を受けた日に限る。)について、所定給付日数 (当該受給資格者が第二十

条第一 項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合

には、 その支給を受けた日数。次項において同じ。)を超えて、基本手当を支給することができる。

次のいずれかに該当する者であつて、 公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就

職が困難な者であると認めたもの

1 第二十条第一項第一号に規定する基準日において四十五歳未満である者

口 厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働

大臣が指定する地域内に居住する者

前号に掲げる者 のほ か、 公共 職 業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格 者

 \mathcal{O} 知識、 技能、 職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認

めた者

2 前 項の場合において、 所定給付 日数を超えて基本手当を支給する日数は、 六十日 (所定給付 日 数が第

一十三条第一 項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日)を限度とするものと

する。

3 第 項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、 第二十条第 一項及び第二項の

4

ときは る と 付 付 項及び第三十二条第一 本手当の支給 て <u>つ</u> 十二条第 *(* \ <u>0</u> は が 第 7 広 ?終わ は 行わず」と、 る受給 7 「広域 域 は、 項 「 行 個 延 \mathcal{O} つ 別 わず、 長 延長給付が行わ 資 た後でなけ 当 項 規 延長給 格者 給付 定が 該 \mathcal{O} (以 下 規 広 適用される場合における第二十八条、 が 同条第二項中 12 域 定 付付 行 域 つ 延長給付が終わつた後でなけ \mathcal{O} 個 項中 1が行 延 わ 1 ħ 適 ては、 用に 長給付を受けてい れ ば広域延長給付、 別延長給付」という。) る間」 れること」 われる間は、 「又は全国延長給付」 つい 当 「広域延長給付又は」とあるのは とある 該 て は、 広 とあるのは 域 その者について広域延長給付は行わない」と、 0 第二十八条第 延長給付 _ と、 は る受給資格者 「これ いれば」 とある が終 を受けている受給資格者については、 個 「行わず」 5 0 別 わ とあ に 第二十九条、 0) 延 延長給付 つ 項 た後 長給 中 は つい とあるの るのは 「広域 7 付 で 全国 個 が な 又は広域延長給付が 個 別 行 け 延 「附則第五条第 は 延長給付又は個別 わ 別 n 長給付を受け 第三十二条、 延長給付 れ 延長給付、 ば 行 る間 全 国 わず、 が 延 行わ 長給 と 広域 広域 て 第三十三条及び第七 行 項 れることとなつた 付 1 当該 行 延長 延長給付」と、 第二十九条第 わ 0 延長給付 及 る受給資 わ 規 び れること」と な 定に 訓 給付を受け 個 い 別 練 よ 格 又 延 延 とあ は 長 長 る 者 給 給 基 に

項中 「若しくは第五十二条第二項 (第五十五条第四項において準用する場合を含む。)」 とあるのは

第五 十二条第二項 (第 五 十五条第四 頃に お 7 . て準用. する場合を含む。 若しくは附 則第五 条第 項 各

号」とする。

第二条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

目 次 中 $\overline{|}$ 第六十一 条の六」 を 第六十一条の五」に、 「第六十一条の七・第六十一条の八」 を 「 第

六十一条の六・第六十一条の七」に改める。

第十条第六項第二号を次のように改める。

二 育児休業給付金

第六十一 条第二項及び第六十一条の二第二項中 「育児休業基本給付 金 を 「育児休業給付 金 に改める。

第六十一 条 $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 兀 \mathcal{O} 見 出 L 及び同 条第 項 中 「育児休業基 本給付金」 を 「育児休業給付 金 に 改 め、 同 条

第三項中 「及び次条第二項」 を削り、 同 条第四項中 「育児休業基本給付金」 を「育児休業給付金」に、

以下この款」 を 「次項」に、 「次項及び次条第二項」 を 「同項」 に、 「百分の三十」を 「百分の四十」に

改め、 同条第五項及び第六項中「育児休業基本給付金」を「育児休業給付金」 に改める。

第六十一条の五を削る。

第六十一 条 \mathcal{O} 六第 項 中 「育児休業基本給付金」 及び 「育児休業給付」 を 「育児休業給付 金 に改め、

同 条第二 一項中 「育児休業給付」 を 「育児休業給付金」に、 第六十一条の 四第一項」を 「前条第 項」に

「育児休業基本給付金」 を 「育児休業給付金」 に改め、 同条を第六十一条の五とし、 第三章第六節第三

款中第六十一 条の七を第六十一条の六とし、 第六十一 条の 八を第六十一条の七とする。

第七十二条第 項 中 「第六 十一条の七第一 項」 を 「第六十 条の六 第 項」 に改 んめる。

附 「則第十二条の見出しを「(育児休業給付金に関する暫定措置) に改め、 同条中 「平成二十二年三月

三十一 日までの間に」 を削り、 「第六十一条の五第二項」 を 「同条第四 項」に改め、 に ついては」の下

に 当分の 間 を加え、 「百分の十」 を 百百 分の 四十 に、 「百分の二十」を 「百分の五 十 に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第三条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正

する。

附則第八条中「附則第六条第一項」を「附則第七条第一項」に改める。

附則第十条中 「附則第十条第一項」 を「附則第十三条第一項」に改める。

附則に次の一条を加える。

(雇用保険率に関する暫定措置)

第十一条 平成二十一年度における第十二条第四項の雇用保険率については、同項中「千分の十九・五」

とあるのは 「千分の十一・五」と、 「千分の二十一・ 五. とあるのは 「千分の十三・五」と、 「千分の

二十二・五 とある のは 「千分の十四・五」として、 同項の 規定を適用する。 この場合におい ては、 同

条第五項の規定は、適用しない。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法 (昭 和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条ノ三第二項中「第三十三条ノ十二ノ二第二項各号」を 「特定理由 離 職者及第三十三条

ノ二第二項各号」に改め、 同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加え

る。

前 項ノ特定理由離職者トハ離職シタル者ノ中第三十三条ノ十二ノ二第二項各号ノ一ニ該当スル者以外ノ

者ニシテ期間ヲ定 ムル契約 ノ期間 ガ満了シ且当該契約 ノ更新ナキコト (其ノ者ガ当該更新ヲ希望シタル

ニ拘ラズ当該 更新 ニ付合意ガ成立 スルニ至ラザリシ場合ニ限ル) 其 プ他 ノ已ムヲ得ザ ル事 由 二因リ離 職

シタルモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル者ヲ謂フ

第三十三条ノ十二第三項、 第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号、第三十四条第一項及び第五十九条第五

項 第 一 号から第四号までの規定中 「第三十三条ノ三第三項各号」を「第三十三条ノ三第四項各号」 に改め

る。

第六十条第一項中「第三十三条ノ三第三項各号」を「第三十三条ノ三第四項各号」に改め、 同条第二項

中 「第三十三条ノ三第二項各号」を「第三十三条ノ三第四項各号」に改める。

附 則第二十項中 「第三十三条ノ三第三項第四号」 を 「第三十三条ノ三第四項第四号」 に、 「同条第三項

本文」を「同条第四項本文」に改める。

附 則第二十四項中 「附則第二十五項」を 「附則第二十二項」に改める。

附則第二十五項中 「平成二十二年三月分」を「平成二十一年三月分」に、 「第六十条第一項第五号」を

る。

附則第二十九項の次に次の七項を加える。

第三十三条ノ三第三項ニ規定スル特定理 由離 職者 (厚生労働省令ヲ以テ定ムル者ニ限ル)ニシテ失業保

険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係 ル離職 (第三十三条ノ二ノ三ニ規定スル離職ヲ謂フ次項ニ於テ之ニ同ジ

ノ日ガ平成二十一年四 月 一日乃至平成十九年改正法附則第一条第三号ニ掲グル 規定 ノ施行 ノ 日 ノ 前 日

間 ナル モ ノニ係 ル 失業保険 金 ノ支給ニ付テハ当該失業保険 金 ノ支給ヲ受クベ 、 キ 者 (第三十三条

第二項ニ規定スル者ヲ除ク)ヲ第三十三条ノ十二ノ二第二項ニ規定スル特定受給資格者ト看做シテ第三

十三条ノ十、 第三十三条ノ十二及第三十三条ノ十二ノ二第一項ノ規定ヲ適用ス

失業保険金 ノ支給ヲ受クベ キ資格 = 係 ル 離 職 ノ日 ガ平成十九年改 Ē 法 A 附 則 第 条第三号ニ掲 グ ル 規 定

施行 ノ日前 ナル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者 (第三十三条ノ十二第二 項ニ規定スル者以外ノ失業保 険

金 ノ支給ヲ受クベキ者ノ中第三十三条ノ三第三項ニ規定スル特定理由 I 離職者 (厚生労働省令ヲ以テ定 ム

ル者ニ限ル) ナル者及第三十三条ノ十二ノ二第二項ニ規定スル特定受給資格者ニ限ル)ニシテ左ノ各号

ノ一ニ該当スルモノニ付テハ附則第三十四項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数(当該失業保険金ノ

支給ヲ受クベキ者 ノ第三十三条ノ十第一項及第二項ニ規定スル 期間内ニ於ケル 失業保険金ノ支給ヲ受ケ

超エテ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得

タ

ル

日

数ガ

所

定給

付

日

数二

満

タザ

ル

場合ニ於テ

、 ハ 其

ノ支給ヲ受ケタル

日数

 \vdash

ス次項ニ於テ之ニ同ジ)

第三十三条ノ十第一項第一号ニ規定スル基準日ニ於テ四十五歳未満ナル者ニシテ地方運輸局ノ長又

ハ 公共職業安定所 ノ長ガ厚生労働省令ヲ以テ定 ム ル基準ニ照シ就職ガ 困難ナル者ト認 レメタル 干

前号ニ 掲 グル者 ノ 外 地 方運輸 局 ノ長又 ハ公共職 業安定所 ノ長 ガ厚 生労働省令ヲ以テ定 7 ル 基準 = 照

シ 当 該失業保険金 ノ支給ヲ受クベキ者 ノ知識、 技能、 職業経験其ノ他 ノ実情ヲ勘案シ再就職 支援 ヲ

計画的ニ行フ必要アリト認メタル者

前 項 ノ場合ニ於テ所定給付 日 ·数 ヲ 超 工 テ 失業保険金ヲ支給スル 日数 ハ六十日 (所定給 付 日数ガ第三十三

条ノ十二ノ二第一 項第一号イ又ハ第二号イニ該当スル失業保険金 ノ支給ヲ受クベキ者ニ在リテハ三十日

フ限度トス

附則第三十二項ノ規定ニ依 ル失業保険金ノ支給ヲ受クル者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間 ハ第三十

ス

附 則第三十二項 (ノ 規・ 定ガ 適用 セラレ タ ル 場合ニ於ケル第三十三条ノ十三ノ三、 第三十三条ノ十五 ノ三及

第五十二条ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ第三十三条ノ十三ノ三第一 項中 「全国延長給付ヲ受クル者 三付テ

ハ当該全国延長給付ガ終リタル後ニ非ザレバ」 トアルハ 「附則第三十二項 ノ規定ニ依ル失業保険 金 ノ 支

給 (以下 個 別 延 長 給 付 1 称 (ス) ヲ受クル 者 ニ付テハ 当該 個 別 延 是長給付 ガ終リタ ル 後二 非ザ ĺ バ 全国 延 長

給付 及 1 為サ Ź トア ル ノヽ 「為サズ 全 玉 延 長給付 ラ受ク ル 者 ニ付テ ハ 当 該 全 玉 延 長 給 付 ガ 終 IJ タ ル

後二 非ザレ バ 職業は 補導延長給付ハ之ヲ為サズ」 \vdash 同条第二 項中 全国 延長給付」 トア ル ハ 個 別 延 長給

付 又 ハ全国 延 長給付」ト 「為サズ」 トアル ハ「為サズ全国 延長給付ヲ受クル者ニ付個 別 延長給付 ガ 為 サ

ル ル 1 キ ハ 当 該 個 别 延 長 給付ガ為 サ ル ル 間 ノヽ 其 ノ 者 二付 全 玉 延長給付 ハ之ヲ為サズ」 \vdash 第三十三条 ノ 十

五 一第四 項 中 「 全 国 延長給付」 \vdash ア ル ハ 「 個 别 延長給付、 全国 延長給付」 ト第五十二条ノ二第 一項中

又 ハ全国延 長給付」トアルハ 全国 延長給付又ハ個 別延長給付」 \vdash ·ス

平成二十一年四 <u>月</u> 一 日 乃至平成十九 年改正法附 則第 一条第三号ニ掲グル 規定 ノ施行 ノ 日 ノ 前 日 「 ノ 間 = 職

業ニ就キタル者ニ係ル第三十三条ノ十五ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第一項中「ニシテ且四十五日

第三十三条ノ十二第三項ニ規定スル算定基礎期間ガー年未満ナル者ニ在リテハ二十五日) 以上 トアル

ハ (第一号ニ該当ス ル 者ニ在リテハ三分ノ一以上ニシテ且 四十五 日 (第三十三条ノ十二第三項 ニ規定

ス ル算定基 礎 期間ガー年未満ナル者ニ在リテハ二十五日)以上)」 ト同条第三項第二号中「十分ノ三」

 \vdash アルハ「十分ノ四 (其ノ職業ニ就キタル日ノ前日ニ於ケル失業保険金ノ支給残日数ガ当該失業保険金

ノ支給ヲ受クベキ資格ニ基ク所定給付日数ノ三分ノ二以上ナルモノニ在リテハ十分ノ五) \vdash ス

第三十三条ノ十五 ノ三第 項 第 号ニ規定 ス ル 再離 職 T 日 ガ平成二十一 年四 月 日 乃至平 成十 九 年 改 Ē

法附則第一条第三号ニ掲グル規定 ノ施行ノ日 ノ前日ノ間ナル失業保険金 ノ支給ヲ受クベキ者ニ係 ル第三

十三条ノ十五 ノ三ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第二項中 「各号ノーニ」 トアルハ「各号ノーニ又ハ再離 職

ニ付第三十三条ノ三第三項ニ規定スル特定理由離職者ニ」トス

附則第二十五項の次に次の一項を加える。

平成二十一年四月乃至雇用保険法等の一部を改正する法律 (平成十九年法律第三十号以下平成十九年改

正法ト称ス) 附則第一条第三号ニ掲グル規定ノ施行 デノ 日 ノ属スル月ノ前月分迄ノ保険料率ニ付テハ第五

一四頁

十九条第五項第一号中「千分ノ百十三」トアルハ「千分ノ百十」ト同項第三号中「千分ノ二十二」 トア

ル ハ「千分ノ十九」ト第六十条第一 項 第 一 号及第三号中「千分ノ五十二・五」トアルハ 「千分ノ四十九

・五」ト同項第五号中「千分ノ七」トアルハ「千分ノ四」トス

附則

(施行期日)

第一条 この 法 律 は、 平成二十一年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に

定める日から施行する。

附則第十八条の 規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険

法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第

号)の公布の日のいずれか遅い

日

第二条 並 び に 附 則 第四 条 第七条、 第九条から第十二条まで、 第十四条、 第十五条及び第十九条 の規

定 平成二十二年四月一日

(基本手当の受給資格に関する経過措置)

第二条 受給資格に係る離職 \mathcal{O} 日 がこの 法律の施行の日 (以下「施行日」という。) 前である基本手当の受

給資格については、なお従前の例による。

(個別延長給付に関する経過措置)

第三条 第 条の 規定による改 正 後 \mathcal{O} 雇 用保険法附 則第五条の規定は、 受給資格に係る離 職 \mathcal{O} 日又は所定給

付 日 数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日 が 施行日以後である者について適用する。

(育児休業給付金に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後 \mathcal{O} 雇 用保険法第六十一条の四及び第六十一条の五 並びに附則第十二条の

規定 は、 附 則 第 条第二号に掲げ る規定の 施 行 \mathcal{O} 日 以 後 に同 法第六十一 条の 兀 第 項に 規 定す る体質 業 を 開

始した者について適用し、 同 日前に第二条の規定による改 正 前の 雇 用 保険法第六十一条の四第 項に規定

する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(失業保険金の受給資格に関する経過措置)

第五 条 失業保証 険 金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である場合の当該資格に 0

いては、なお従前の例による。

(船員保険の個別延長給付に関する経過措置

第六条 第四条の規定による改正後の船員保険法附則第三十二項から第三十五項までの規定は、 失業保険 金

の支給を受けることができる資格に係る離職 の日又は所定給付日数に相当する日数分の失業保険金の支給

を受け終わる日が施行日以後である者について適用する。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第七条 私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号) の一部を次のように改正する。

第二十五条

O

表以外

の部分中

「(第八項を除く。)」

を削

り、

「第九

項」

を

「第八項」に改め、

同

条の

表第六十 九 条 0) 項 中 (第六十八条の二第 項ただし書 \mathcal{O} 規 定により支給され るも <u>(</u> を除り を削 ŋ

同 表 附則第 十二条第 九項の項中 「附則第十二条第九項」を 「附則第十二条第八項」 に改め、 同表附 則第

十二条第十項 の項中 「附則第十二条第十項」 を 「附則第十二条第九項」 に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第 八条 租 税 特 別 措置 法 昭 和三十二年法律第二十六号) の <u>ー</u> 部を次 のように改正する。

第 匹 十一 条 水の七第 項 中 「附則第三十項」 を 「附則第三十八項」 に改め、 同 条第二項中 附 則第三十

項」 を ·附則第三十九項」 に改め、 同条第三項中 「附則第三十項」 を 「附則第三十八項」 に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九条 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) の一部を次のように改正する。

第六十八条の二第 項 中 以下この項に お V > て 基 準 车 齢 とい う。 を削 り、 ただし書を削 り、 同

|項中 「前項本文」を 「前項」に、 「「次項」を 「次項」 に改め、 「標準は 報 膕 0) 日額の百 分

 \mathcal{O} とあるのは 「当該雇用保険給付相当額に四分の一を乗じて得た金額」と」 を削る。

第六十九条中 \neg (第六十八条の二 第一項ただし書の規定により支給されるものを除く。)」 を削る。

第百二十六条の二第四]項を削る り、 同条第一 五項中 「前 各項」 を 「前三項」 に改め、 同項を同 条第四項とす

る。

附則第十一条の二を次のように改める。

(育児休業手当金に関する暫定措置)

第十一 条の二 第六十八条の二 第一 項及び 第二項 の規定 の適用については、 当分の間、 これらの規定中

百分の四十」とあるのは、「百分の五十」とする。

附則第十二条中第八項を削り、 第九項を第八項とし、 第十項を第九項とし、 第十一項を第十項とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 前条の規定による改正 後の国家公務員共済組合法 (以下「新国共済法」という。) 第六十八条の二

及び 附 則 第 + 条の二 \mathcal{O} 規 定は、 附則第一 条第二号に掲げる規定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 以 後に 開始、 され た新 国 共 済 法

第六十八条の二第一 項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金につ ١ ر 、て適用・ Ļ 同 日 前 に 開 始さ れ た

前 条の規定による改正前の国家公務員共済組合法 (附則第十五条にお いて 「旧国共済法」 という。

十八条の二第一 項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金につい ては、 なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十一条 地方公務員等共済組 合法 (昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十条の二第一項中 _0 以下この 項において 「基準年齢」という。 _ を削り、 ただし書を削 ŋ 同条

第二項 中 「前項本文」 を 「前 項」に、 「次項」 を 「次項」に改め、 給給 料料 日 額 \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} + に 相

当す る金額に当 該政令で定め こる数値を を乗じて得た額」 とあるのは 「当該給付上限 相当 額 に 四分の を乗じ

て得た額」と」を削る。

第七十一条中 「(第七十条の二第一 項ただし書の規定により支給される金額に相当する部分を除く。

」を削る。

第百四十三条第四項を削り、 同条第五項中 「前各項」 を「前三項」に改め、 同項を同条第四項とする。

附則第十七条の二を次のように改める。

(育児休業手当金に関する暫定措置)

第十七条の二 第七十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、 当分の間、 これらの規定中「百

分の四十」とあるのは、「百分の五十」とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前 条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十条の二及び附則第十七条の二の規定は

附 三則第一条第二号に掲げる規定 0 施行の 日 以後に開始された同法第七十条の二第一項に規定する育児休

業に 係る育児休業手当金について適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始され た前条 \bigcirc 規定による改 Ē 前 の地 方 公務員 等 共

済組合法第七 + -条の二 第一 項に規定する育児休業に係 る育児休業手当金については、 なお従前 の例 による。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十三条 船員 \mathcal{O} 雇用 の促進に関する特別措置法 (昭和五十二 年法律第九十六号) の <u>ー</u> 部を次のように改正

する。

第十五条第三項中「第三十三条ノ三第三項中」を「第三十三条ノ三第四項中」に、 「第三十三条ノ三第

三項各号」を「第三十三条ノ三第四項各号」に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律等の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「第六十八条の二第一項ただし書、第二項及び第三項並びに」

を削る。

国と民間 企業との間の人事交流に関する法律 (平成十一年法律第二百二十四号) 第十四条第 項

法科大学院 0 裁 判官及び検察官その 他 \mathcal{O} 般職 \mathcal{O} 玉 家公務員 \mathcal{O} 派遣に関する法律 (平成十五年法 律

第四十号) 第十四条第一項

三 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律 (平成十六年法律第百二十一号) 第八条第一項

(国と民間企業との 間 の人事 交流に関する法律等の 部改 正に伴う経過措 置

第十五 条 前条 $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 規定による改正後 の同条各号に掲げる法律 (T) 規定は、 附 則 第一条第二号に掲げ うる規定の の施

行 の日以後に新国共済法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等を開始した者について適用し、 同 日

前 に旧 国共済法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等を開始した者については、 なお従前の例によ

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十六条 特別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号) の一部を次のように改正する。

附則第二十条の二中 「附則第十条第一項」を「附則第十三条第一項」に改める。

附則第二百条の二中 「附則第二十五項」を「附則第二十二項」に、 「附則第二十七項」を「附則第二十

四項」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の改正規定を加える。

附則第五 一条第四 |項中 「及び第七十二条第一項」を「、 第七十二条第一 項及び第七十九条の二」に、

とする」を「と、 第七十九条の二中「、 第五十八条第一項」とあるのは 第五十八条第一項及び附則

第五条第一項」とする」に改める。

第四条のうち船員保険法本則に一条、 三款、 二節及び五章を加える改正規定中第百条に次の一項を加え

4 遺族年金は、 同一の事由について厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金が支給されるときは、

遺族年 金 \mathcal{O} 額に政令で定める率を乗じて得た額 に相当する部 分の支給を停止する。

第四 条のうち 船員保険法附則第二項から第三十二項までを削る改正規定中「第三十二項」を 「第四十項

」に改める。

附則第三十五条及び第三十六条中 「第三十三条ノ三第三項各号」 を「第三十三条ノ三第四項各号」 に改

める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の 一部を次のよ

うに改正する。

附 則 第一条第一号中 「第百五十四条」 を 「第百 五十五条」 に改め、 同条第二号の前に次の一号を加える。

の 匹 附 則 第百五· 十四条の規定 この 法律の公布の日又は雇用保険法等の一部を改正する法律 (平成

二十一年法律第号)の

号)の公布の日のいずれか遅い日

附則第百五十四条を附則第百五十五条とし、 同条の前に次の一条を加える。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百 五 十四 条 雇用 保険法等 \mathcal{O} 部を改正 する法律 0 一部を次のように改正する。

附則第十 一条のうち地方公務員等共済組合法第七十条の二第二項の改正規定中 「給料日額 $\widehat{\mathcal{O}}$ 百分の十

に相当する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額」 を「標準報酬 の日額の百分の十」に改める。

(調整規定)

第十九 条 この 法 律及び被用 者年金制度の一元化等を図 るため の厚生年 金保険法等の 部を改正する法律に

同 の法律の規定についての改正規定がある場合において、 当該改正規定が同一の 日に施行されるときは

当 該 法律の規定は、 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の 一部を改正する法律に

よってまず改正され、 次いでこの法律によって改正されるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

理由

景気が下降局 面にあり、 急速に悪化しつつある雇用失業情勢の下、 労働者の生活及び雇用の安定を図るた

め、 雇用保険制度において、 受給資格に係る要件の 緩和、 給付日数 \mathcal{O} 延長に関する暫定措置 (T) 創設、 育児休

等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

業給付の見直し等を行うとともに、

負担

軽減

 \bigcirc

観点から特例的に平成二十一年度の雇用保険率を引き下げる